

甲第10号証920

表示番号 第 20,093 号

表 示 欄

<p>著作物の題号</p>	<p>太陽風交点</p>	<p>著作者の氏名又は名称及びその国籍</p>	<p>堀 晃</p>	<p>著作物の最初の公表の際に表示された著作者名</p>	<p>堀 晃</p>
<p>著作物が最初に公表された年月日</p>	<p>昭和五十四年 十月十五日</p>	<p>著作物が最初に発行された国の国名</p>	<p>著作物の種類及び内容又は体裁</p>	<p>小説 (SF)</p>	<p>題号を「太陽風交点」とする次の十編からなるSF短編小説。 イカルスの翼 小惑星イカルスに流刑された私には生きのびる為の必死の努力が必要だった。 時間礁 遠い宇宙空間に浮ぶ二台の連絡艇は、</p>

予

備

欄

暗国星団

そっくり同じ型式とナンバーを持っていた。
ブランクホールに囲れたその惑星では恐ろげ
き世代交代が進行していた。

迷宮の風

惑星の地下を縦横に走る迷路の中を行
方不明の博士の姿をもとめてタキはとんだ。
最後の接触

作業効率と低コストを追求するコン
ピュータ複合体は、ついに人体利用計画
を発動した。

電送都市

電送中の事故がもとでこの宇宙から消
滅した学園都市は、異様な変形を受けていた。

骨折星雲

直角に折れ曲ったレンズ上のその銀河は、
大宇宙の謎の一端だった。

太陽風交点

死んだはずの恋人オリビアがヘルフレス
ーロで待っている。その彼の眼の前にあ
らわれたのは、太陽ヨット。

遺跡の声

その惑星に立っていた三角錐は、結
晶の森を内部にもつ巨大なコンピユ
ー生物だった。

悪魔のホットライン

暗い目をしたその男マックスは自らの
記憶を失うのを任務の一端としていた。

表示番号 第 20,093 号

番 一	順位 番号
	登録 年月日
昭和56年3月20日	登録 年月日
<p>出版権 の出版 定権</p> <p>この著作物について、昭和五十六年二月十九日 左記の者の間に出版権の設定があつた。 複製権者 堀 晃 大阪市大淀区豊崎五丁目五 番二十四号七〇二 出版権者 株式会社徳間書店 代表取締役 徳間康快 東京都港区新橋四丁目十番 二号 出版権設定の範囲 特約なし 料金の額 定価の十% (初版発行部数 八〇,〇〇〇部、定価一部三八〇円) 支払時期 刊行月の翌々月の十五日に 第一回、以降逐月十五日支払い 支払方法 特約なし 出版権の存続期間 初版発行日より三カ年 とする。但し、本期間中に重版され (次頁へ移す)</p>	<p>権利の 登録の 目的</p> <p>登録の原因及びその発生日並びに 登録すべき権利に関する事項</p>
<p>代理人 弁護士 斎藤 弘 東京都港区芝公園 二丁目六番十一号 芝公園アピタシオン 八〇三三号室</p>	<p>申請者の氏名及び住所</p> <p>株式会社徳間書店 代表取締役 徳間康快 東京都港区新橋 四丁目十番一〇号</p>
	信託欄
	備考欄 受付年月日 昭和56年3月20日 受付番号 第 1 号

表示番号

第 20,093 号

順位 登録 番号 年月日	一 番	雑 文 第七 の 三十九 号 昭和 二十 六年 九月 十八 日
事項		権利の 登録の 表示目 的
欄		登録の原因及びその発生年月日並びに 登録すべき権利に関する事項
欄		申請者の氏名及び住所
欄		信託 欄
欄		備考 欄
<p>登録の原因及びその発生年月日並びに 登録すべき権利に関する事項</p> <p>た場合、その最終発行日よりさらに 三カ年ずつ自動的に延長する。</p> <p>著作権法第八十条第二項の特約 堀 晃は、本著作物を著作権の存 続期間中に、全頁その他の編集本 物に収録し、これを出版するときは、 株式会社徳間書店の承諾を得 なければならぬ。</p> <p>著作権法八十一條ただし書の特約 特約なし</p> <p>著作権法八十五條第一項第一号の特約 特約なし</p>	<p>この謄本は、出版権登録原簿と相違ないことを認証します。</p>	<p>文化 庁 長</p>
<p>申請者の氏名及び住所</p>	<p>文化 庁 長</p>	<p>文化 庁 長</p>
<p>信託 欄</p>	<p>文化 庁 長</p>	<p>文化 庁 長</p>
<p>備考 欄</p>	<p>文化 庁 長</p>	<p>文化 庁 長</p>

